

(別記様式 1)

特定間伐等促進計画

〇〇県 〇〇市
〇年〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により定められた県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で〇〇〇〇 h a (年平均〇〇〇 h a) の間伐を行うことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。併せて、主伐と一貫型の再造林を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注 1) 国土地理院 1 / 25000 地勢図相当又は 1 / 5000 森林基本図の図面に図示する。

注 2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する 森林の現況					間伐の 内容			対図 番号又は林小班名	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村 (郡)	字 (大字) 又は林班	地番又は林小班	面積	樹種 又は林相	林 齢	立木材積	適用	間伐の 方法	間伐立木材積	間伐率 (材積率)			

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容								対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村（郡）	字（大字）又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種			

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村(郡)			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点		路網終点		路線名	路網整備の内容				対図番号又は林小班名	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班		開設延長	幅員					

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名				数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村（郡）	字（大字）又は林班	地番又は林小班								

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

（国土地理院 1 / 25000 地勢図相当の図面又は 1 / 5000 森林基本図に図示）

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。